

【事例－2】

発生源 : 乾燥機
苦情内容 : 窓ガラスの振動
対策方法 : 各種施設の改善を実施

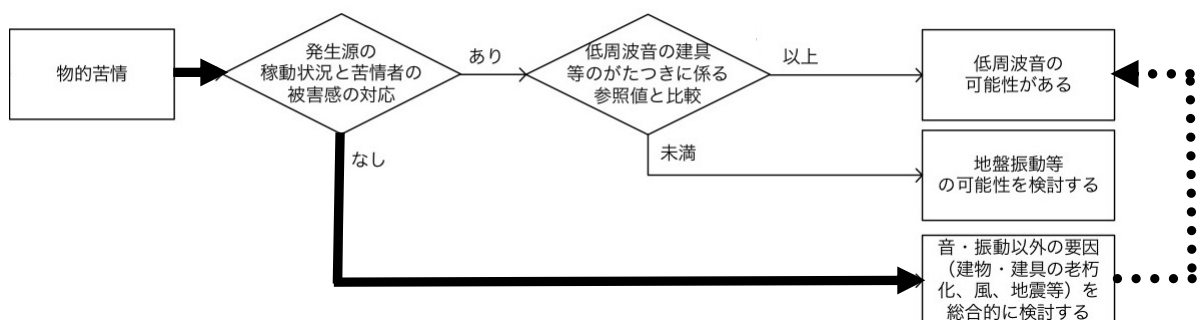
< 苦情対応の概要 >

カントリーエレベータの建設当時から、夜、周りが静かになると窓ガラスが振動するという訴えがあり、調査を行った。苦情者宅に最も近い敷地境界での測定結果は、手引書に記載されている物的苦情に関する参照値を上回っていたが、苦情者宅における測定結果は参照値を下回った。現場調査時に調査員が建具のがたつきを確認していること、特定の建具ががたつくことから低周波音によるものと判断された。役場からの要請に基づき、事業者による各種施設改善が行われた結果、苦情者宅に最も近い敷地境界・苦情者宅の測定結果ともに改善が見られ、苦情者を含む周辺住民からも許容限度内であるとの了解を得た。

(注) カントリーエレベータ；米の収穫時期に、農家の人々が稲刈りをした「もみ」を持ってきて、それを乾燥・調製しサイロに保管します。お米が必要な時に、もみ摺りをしてお米を出荷する施設のこと。

< 苦情対応の流れ >

低周波音問題の評価手順(物的苦情)



*測定時、建具のがたつきは発生していなかった。現場確認では、がたつきを確認。

<苦情対応>

申し立て内容 の把握

カントリーエレベータの周辺住民から、窓ガラスが振動するという訴えが寄せられた。

- ・苦情者宅で苦情を申し立てている人数は3名で、苦情者宅以外に周辺で苦情を申し立てる家がある。
- ・苦情者宅は平屋の一戸建てで、建具のがたつきが発生しているのは居間、寝室である。地盤振動はない。
- ・モーター音のような低い音が聞こえ、不快感がある。
- ・がたつきの発生は連続的で、一日中発生し、曇の日に発生しやすい。
- ・苦情が発生したのは平成17年9月（3～4年前）からで、カントリーエレベータの南側増設時から。

現場の確認

苦情者宅に出向き、再度聞き取りを行うとともに、発生源との位置関係・周辺の状況、苦情者宅の状況を確認した。また、調査員自ら苦情者が申し立てる被害感を感じるかを確認した。

○発生源と推定される施設の稼働状況等

- ・麦の集荷時期（5月）
- ・もみの集荷時期（8月末～10月末までに）乾燥機を2～5日間24時間連続稼働させる。
- ・施設の稼働時間は、稼働時期には1日中稼働する。

○苦情者への再度聞き取り結果

- ・問題発生箇所は、施設に近い側の部屋の窓際。
- ・近隣では苦情についての話し合いをしたことがある。

○調査員の所感

- ・建具等のがたつきはあるが、地盤振動はない。
- ・音が聞こえ、不快感はある。
- ・音を感じる部屋、感じない部屋があり、窓際で強く感じる。
- ・苦情者の申し立て内容と調査員の把握した内容の対応がとれている。

測定

発生源近傍と敷地境界、および苦情者宅側の屋外で測定を行った。

- ・低周波音、騒音の測定を実施した。
- ・発生源近傍と敷地境界、および苦情者宅屋外で測定を行った（図3-2-1参照）。
- ・発生源側と苦情者側での同時測定、発生源を稼働・停止させての測定は実施しなかった
- ・測定結果を図3-2-2に示す。

発生源の稼働状況と苦情との対応関係

発生源側と苦情者側の対応関係は確認しなかった。

- ・測定時、建具のがたつきは発生していなかった。

評価

苦情者宅屋外での測定結果を物的苦情参照値と比較した。

- ・測定結果は、8Hzが卓越しており、物的苦情参照値に近い値であった。
- ・苦情者宅に最も近い敷地境界での測定結果は、物的苦情参照値を超過していること、現場の確認時に調査員が苦情者宅で建具のがたつきを確認していることから、当該施設に起因すると判断された。
- ・なお、発生源と苦情者宅は約600m離れており、地盤振動の影響ではないと判断された。

対策の検討

町役場からの要請に基づき、事業者による各種施設改善が行われた。対策内容は以下の通り。

- ・ダクトサポート補強（ダクトの振動防止）
- ・ダクト内に整流板設置（排気による風切音の抑制）
- ・昇降機周囲の天井・壁面にグラスウール内張り（騒音抑制）
- ・集塵機周囲に防音壁設置
- ・吸気口・ダクトの追加やバーナーの調整（吸排気のバランス改善）等

対策の効果の
確認

対策後の確認調査を実施した。

- ・測定の結果、苦情者宅でも8Hz成分が15dB以上低減し、改善が見られた。(図3-2-3参照)

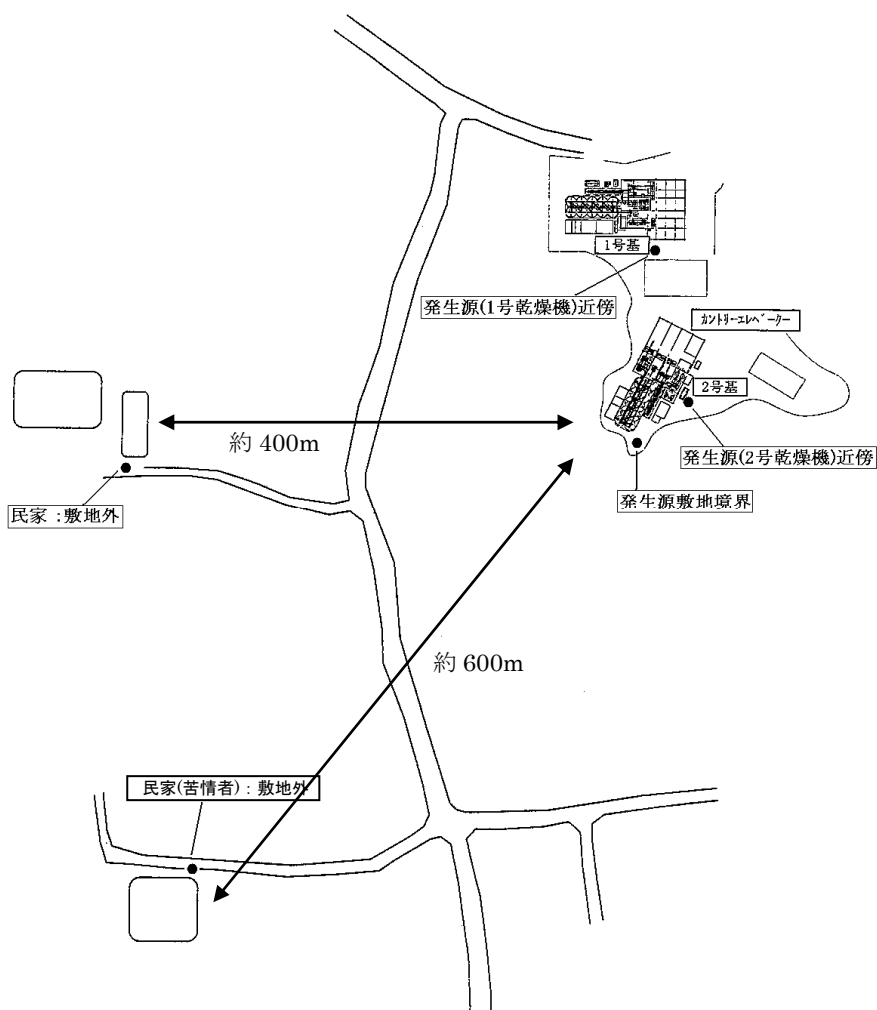


図 3-2-1 発生源側と苦情者宅の位置関係

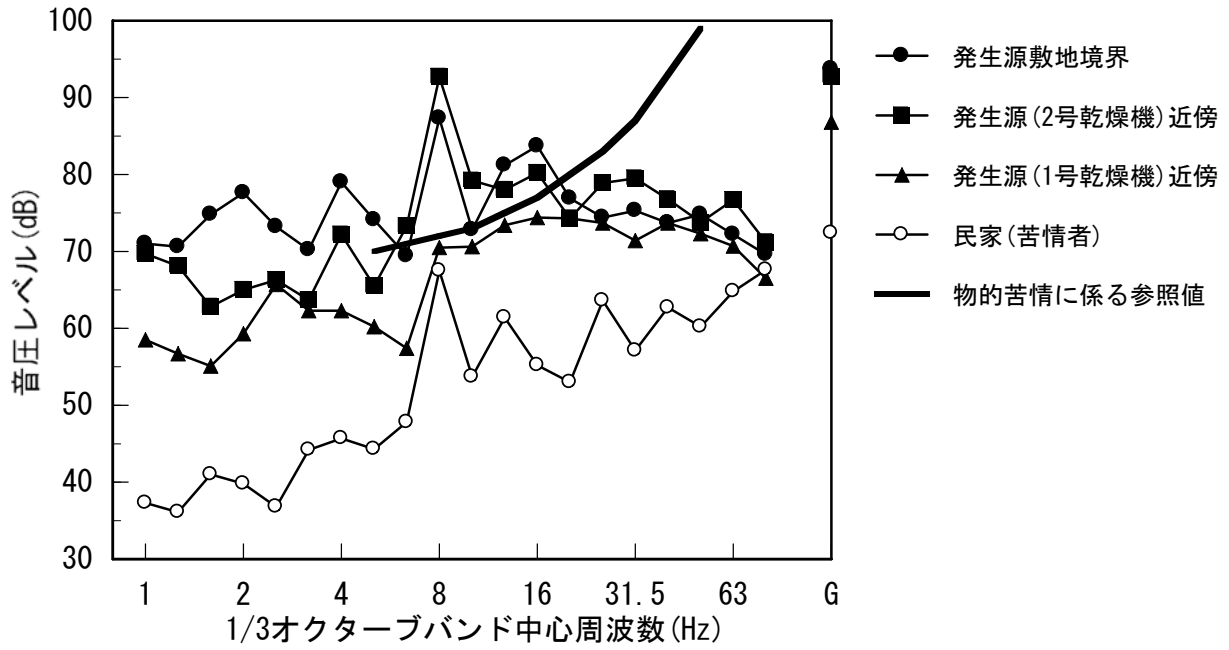


図3-2-2 低周波音の周波数特性 (対策前)

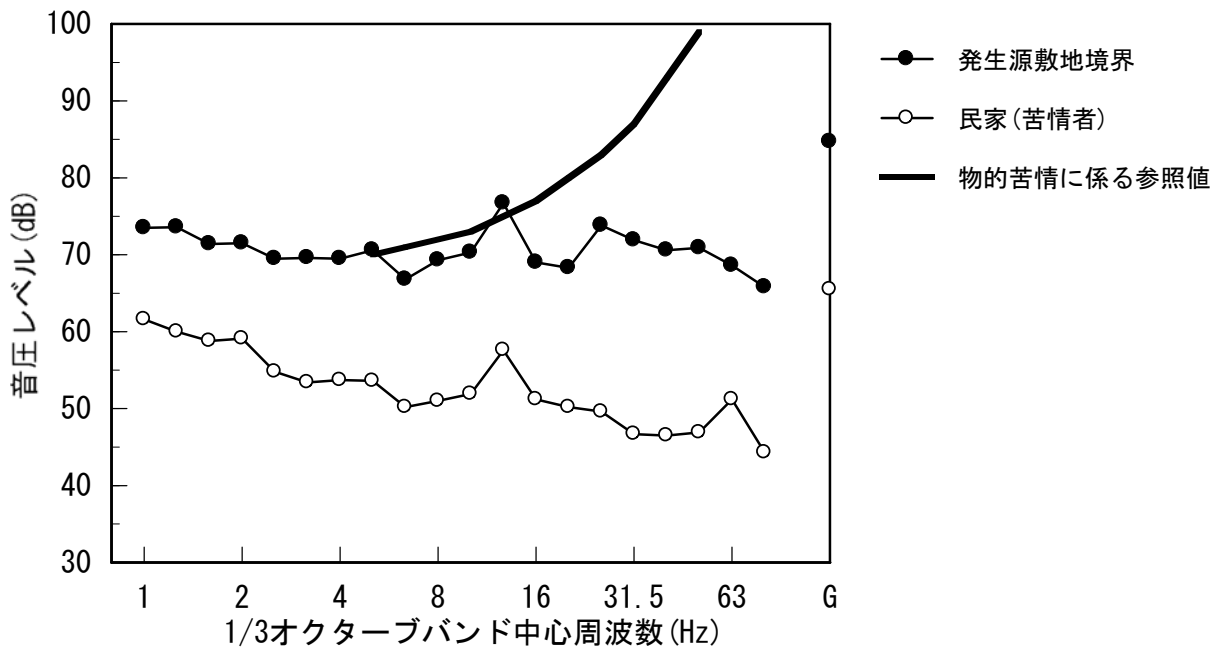


図3-2-3 低周波音の周波数特性 (対策後)